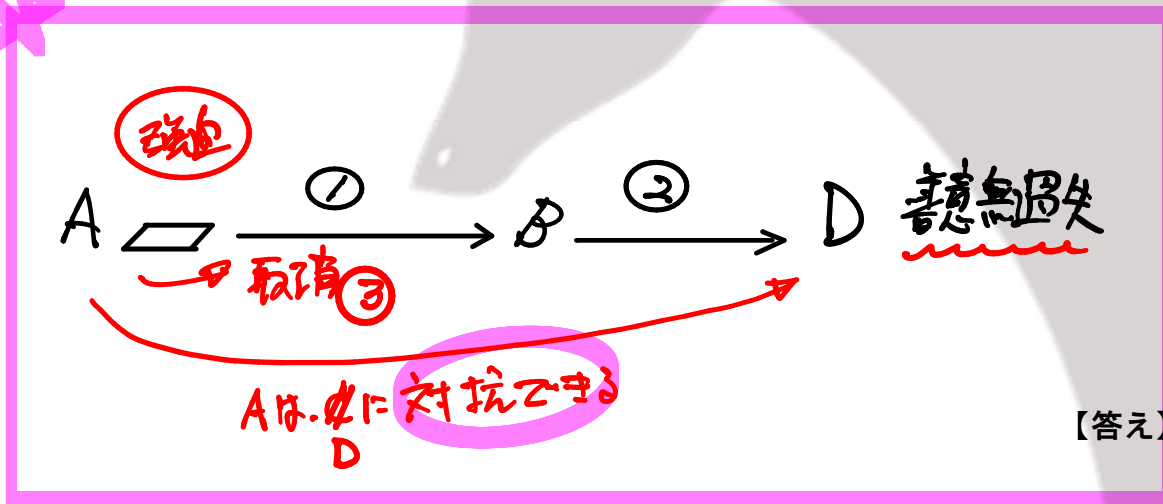


強迫 宅建 H10-07-2 《#541》

【問】正誤をつけよ。

Aが、A所有の土地をBに売却する契約を締結した。AのBに対する売却の意思表示がBの強迫によって行われた場合、Aは、売却の意思表示を取り消すことができるが、その取消しをもって、Bからその取消し前に当該土地を買受けた善意無過失のDには対抗できない。



《ポイント》 強迫 【宅建★基本頻出】

96

強迫による意思表示は、取り消すことができる。（民法 ~~999~~ 条）

⇒ 強迫による意思表示の取消しは、取消前の善意無過失の第三者にも対抗することができる

⇔ 詐欺による意思表示の取消しは、取消前の善意無過失の第三者に対抗することができない